

計画相談支援

障害のある人及び障害のある子どもの自立した生活を支え、障害のある人及び障害のある子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用を、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することを目的に、サービスの支給要否決定を行うにあたって計画相談支援及び障害児相談支援を行い、サービスを利用する計画を作成します。

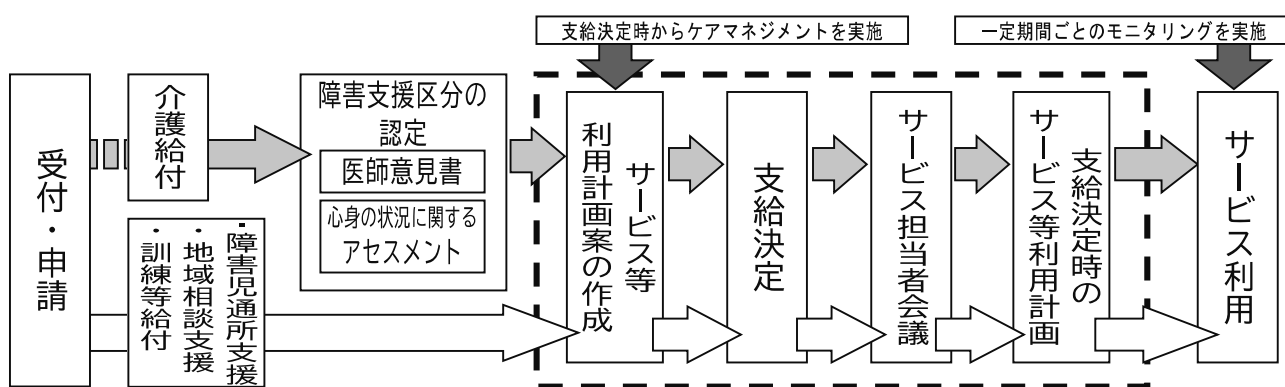
障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援の新規・更新の支給決定にあたっては、サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の提出が必要となりますので、相談支援事業所に作成を依頼し、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）に提出が必要です。

<サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案とは>

市が指定する相談支援事業者が作成するもので、サービス利用者を支援するための中心的なトータルプランです。相談支援事業者との契約が必要となりますが、利用者負担はありません。

種 類	内 容
計画相談支援	内 容 障害福祉サービス等の新規・更新の支給決定に際して、障害のある人の心身の状況等を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。
	対 象 者 障害福祉サービス及び地域相談支援利用者
	利用者負担 ありません。
障害児相談支援	内 容 障害児通所支援の新規・更新の支給決定に際して、障害のある子どもの心身の状況等を勘案した「障害児支援利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。
	対 象 者 障害児通所支援利用の児童
	利用者負担 ありません。

サービス利用の流れ（障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援）



※サービス等利用計画は、障害のある子どもの場合は障害児支援利用計画となります。

<セルフプラン>

相談支援事業所が見つからない場合や本人が希望する場合には、例外的に、本人や家族等が作成する「セルフプラン」によってサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案に代えることも可能です。